

平成 29 年度 第 1 回
長野市社会福祉審議会資料集

平成 29 年 5 月 16 日（火）

市役所第二庁舎 10 階 講堂

資 料 一 覧

次第	1 ページ
委員名簿	2 ページ
諮問書（写）	（当日配布）
資料 No 1	平成 30 年度 長野市の保育所等利用者負担額について 3 ページ
資料 No 2	第 8 次長野市高齢者福祉計画・第 7 期長野市介護保険事業計画 （あんしんいきいきプラン 21）の策定について 5 ページ
資料 No 3	第五期長野市障害福祉計画・第一期長野市障害児福祉計画の策定 について 15 ページ
資料 No 4	障害児保育所等利用者負担額補助金の見直しについて 21 ページ
資料 No 5	長野市福祉医療制度の見直しについて 27 ページ

【参考資料】

参考資料 1	社会福祉法（抜粋）	39 ページ
参考資料 2	長野市社会福祉審議会条例	40 ページ
参考資料 3	長野市社会福祉審議会運営要領	44 ページ
参考資料 4	長野市職員名簿	45 ページ

平成 29 年度 第 1 回 長野市社会福祉審議会 次第

日時：平成 29 年 5 月 16 日（火）
午前 10 時 00 分から
場所：講堂（市役所第二庁舎 10 階）

1 開会

2 あいさつ

3 委員紹介

4 正副委員長の選出

5 諮問

6 議事

(1) 専門分科会委員等の指名

(2) 諮問事項

(ア) 平成 30 年度 長野市の保育所等利用者負担額について

(イ) 第 8 次長野市高齢者福祉計画・第 7 期長野市介護保険事業計画（あんしんいきいきプラン 21）の策定について

(ウ) 第五期長野市障害福祉計画・第一期長野市障害児福祉計画の策定について

(エ) 障害児保育所等利用者負担額補助金の見直しについて

(オ) 長野市福祉医療制度の見直しについて

(3) その他

7 その他

8 閉会

長野市社会福祉審議会委員名簿

市議会議員 4人
 学識経験者 8人
 社会福祉関係者 12人
 計 24人

【任期 平成29年4月1日～平成32年3月31日】

選出区分	委員氏名	団体名等	所属専門分科会	備考
市議会議員	池田 清	長野市議会議員		
	小林 治晴	長野市議会議員 福祉環境委員会委員長		
	小林 義直	長野市議会 議長		
	竹内 重也	長野市議会議員		
学識経験者	飯島 富士雄	更級医師会 会長		
	小林 敏枝	松本大学 教授		
	武田 るい子	清泉女学院短期大学 教授		
	塚田 まゆり	長野市教育委員会 教育委員		
	樋口 恵子	住民自治協議会		
	水口 崇	信州大学 准教授		
	宮澤 政彦	長野市医師会 会長		
	山岸 明浩	信州大学 教授		
社会福祉関係者	伊藤 篤志	長野市民生委員児童委員協議会 会長		
	大日方 進	長野市放課後子どもプラン館長施設長会 会長		
	香山 篤美	長野市ボランティアセンター運営委員会 委員		
	黒柳 博仁	長野市幼稚園・認定こども園連盟 会長		
	小林 和夫	長野市身体障害者福祉協会 理事長		
	近藤 定利	長野市老人クラブ連合会 会長		
	武内 一夫	長野市民生委員児童委員協議会 高齢者福祉部会長		
	塚田 なおみ	長野市手をつなぐ育成会 会長		
	寺田 裕明	長野市社会事業協会 理事長		
	中島 謙二	長野県高齢者福祉事業協会		
	増山 幸一	長野市社会福祉協議会 会長		
	峰川 暁見	長野市私立保育協会 会長		

平成 30 年度 長野市の保育所等利用者負担額について

こども未来部 保育・幼稚園課

1 保育料（利用者負担）の決定について

長野市の保育所等保育料の決定に当たっては、法令上、長野市社会福祉審議会からの答申を必要とはされていませんが、本市においては、昭和 50 年から審議会の答申を踏まえて、保育料を決定しています。

2 教育・保育に要する経費と保育料（利用者負担）について

保育所等の運営に要する費用（人件費・管理費・事業費）は、公費と保護者が負担することになっており、保護者は、政令で定める額（保育料基準）を限度として市町村が設定した保育料を保護者の所得に応じて負担し、残りを国、県、市で負担しています。

なお、本市では子育て世帯の経済的負担に配慮し、保育所等の保育料については、国の示す保育料基準の一部を軽減して保育料を設定しています。

3 これまでの審議会における保育料（利用者負担）の決定事項について

- (1) 平成 26 年度までの旧制度における保育所の保育料については、税制改正への対応など、国基準の改定等に合せて、新たな所得階層区分の新設や料金の改定を行ってきました。
- (2) 平成 26 年度の審議会では、平成 27 年 4 月の「子ども・子育て支援新制度」における保育所の保育料設定として、「保育標準時間」と「保育短時間」それぞれの料金を設定しました。併せて、幼稚園の保育料については、これまでの幼稚園就園奨励費補助による保護者の実費負担を新たに保育料として設定しました。また、保育所の保育料の所得階層区分の算定根拠を国基準の変更に合わせて、所得税額等から市町村民税所得割課税額等に変更しました。
- (3) 平成 27 年度の審議会では、多子世帯等の保育料を軽減するため、年収約 360 万円未満相当の世帯について、従来の多子軽減における年齢の上限を撤廃するとともに、年収約 360 万円未満相当のひとり親世帯等の負担軽減措置を拡充し、第 1 子の保育料を従来の半額、第 2 子以降を無償とすることを決定しました。
- (4) 平成 28 年度の審議会では、幼稚園の保育料について、年収約 360 万円未満相当世帯の保育料を軽減する国の方針に合わせ、変更しました。また、市町村民税非課税世帯について、第 2 子の保育料を無償とし、年収約 360 万円未満相当のひとり親世帯について、第 1 子の保育料を市町村民税非課税世帯並みに軽減することを決定しました。

4 平成 30 年度の利用者負担（保育料）について

国の動向を注視し、本市における来年度の保育料について検討したいと考えています。

なお、現在のところ、国において保育料改正の動きはありません。

第 8 次長野市高齢者福祉計画・第 7 期長野市介護保険事業計画 (あんしんいきいきプラン 21) の策定について

保健福祉部 高齢者福祉課
介護保険課
長野市保健所 健康課

1 計画の概要

(1) 計画策定の趣旨

老人福祉法及び介護保険法に基づき策定された「第 7 次長野市高齢者福祉計画・第 6 期長野市介護保険事業計画（あんしんいきいきプラン 21）」（以下「現行計画」という。）は、法令により 3 年ごとに見直すこととされています。

平成 29 年度が現行計画の最終年度となっているため、地域の実情の変化や各種制度の改正等を踏まえ、新たに平成 30 年度を初年度とする「第 8 次長野市高齢者福祉計画・第 7 期長野市介護保険事業計画（あんしんいきいきプラン 21）」（以下「次期計画」という。）を策定するものです。

(2) 計画の位置づけ

次期計画は、老人福祉法（第 20 条の 8）に基づく「市町村老人福祉計画」及び介護保険法（第 117 条）に基づく「市町村介護保険事業計画」に位置付けられる計画で、両計画を一体的に策定するものです。

基本理念を柱とし、その実現に向けた基本的な政策目標を定め、計画的な実現を目指すものです。

■第 8 次長野市高齢者福祉計画

長寿社会が抱える高齢者福祉課題に対し、本市の目指すべき基本的な政策目標を定め、その実現に向けて取り組むべき施策を明らかにすることを趣旨とする計画です。

■第 7 期長野市介護保険事業計画

介護保険法の基本理念を踏まえて、要介護者等に対して必要な介護サービス等を定め、本市が保険者として介護保険事業を運営するための計画です。

また、本計画に基づき、第 1 号被保険者の保険料額の算定を行うものとします。

(3) 計画期間

平成 30（2018）年度から平成 32（2020）年度までの 3 か年間とします。

2 介護保険制度の見直しについて

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案のポイント (現在通常国会において審議中)

■介護保険制度見直しの背景

2025年には団塊の世代が75歳以上となり、今後、高齢化が進むと医療や介護を必要とする方がますます増加しますが、現在の医療・介護サービスの提供体制のままでは十分対応できないと見込まれています。限られた医療・介護資源を有効に活用し、必要なサービスを確保していく必要があります。

■見直しの基本的な考え方

高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現を図るとともに、制度の持続可能性を確保することに配慮し、サービスを必要とする方に必要なサービスが提供されるようにする。

■見直しの主な内容

『地域包括ケアシステムの深化・推進』（サービス提供体制の見直し）

1. 自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取組の推進(介護保険法)
市町村が保険者機能を発揮し、自立支援・重度化防止に向けて取り組む仕組みの制度化
 - ・ 国から提供されたデータを分析の上、介護保険事業(支援)計画を策定。計画に介護予防・重度化防止等の取組内容と目標を記載
 - ・ 都道府県による市町村に対する支援事業の創設
 - ・ 財政的インセンティブの付与の規定の整備
2. 医療・介護の連携の推進等(介護保険法、医療法)
 - ① 「日常的な医学管理」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能とを兼ね備えた、新たな介護保険施設を創設
 - ② 医療・介護の連携等に関し、都道府県による市町村に対する必要な情報の提供その他の支援の規定を整備
3. 地域共生社会の実現に向けた取組の推進等(社会福祉法、介護保険法、障害者総合支援法、児童福祉法)
 - ・ 市町村による地域住民と行政等との協働による包括的支援体制作り、福祉分野の共通事項を記載した地域福祉計画の策定努力義務化
 - ・ 高齢者と障害児者が同一事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉制度に新たに共生型サービスを位置づける

『介護保険制度の持続可能性確保』（費用負担の見直し）

1. 2割負担者のうち特に所得の高い層の負担割合を3割とする。(介護保険法)
2. 介護納付金への総報酬割の導入(介護保険法)
各医療保険者が納付する介護納付金(40～64歳の保険料)について、被用者保険間では『総報酬割』(報酬額に比例した負担)とする。

■介護保険事業計画の策定

2025年を見据えて介護保険事業計画へ反映させる

3 次期計画における主な見直し事項について

次期計画の策定に当たり、現時点で考えられる見直し事項及び検討方法について整理しました。今後、本案等に基づき具体的な検討を行った上で見直しを行っていくこととします。

(1) 基本理念及び基本政策について

次期計画を推進するに当たっての基本的な考え方及びその実現に向けた基本政策を検討します。

(現行計画の基本理念及び基本政策)

【基本理念】

自分らしく 住み慣れた地域で安心して生活できる
健康長寿のまち“ながの”を共に築きましょう

【基本政策】

- ① 社会参加の促進と健康づくり
- ② 地域包括ケアの推進
- ③ 介護保険関連施設等の整備
- ④ 介護保険事業の適正な運営
- ⑤ 高齢者の安全・安心のための諸事業の推進

(2) 見直しの視点について

ア 国の示す基本指針及び制度改正を踏まえます。

イ 第五次長野市総合計画等上位計画との整合性を図ります。

ウ 現行計画に位置付けている高齢者施策について、実施状況の確認、分析、評価を行い、ニーズを把握しながら見直すとともに、必要に応じて新たな施策を次期計画に位置付けます。

別紙1のとおり

エ 介護サービス見込み量について

被保険者数及び要介護認定者数の推計、給付実績の推移、利用意向の変化、サービス提供事業者の参入意向等の要素を総合的に分析し、平成30年度から平成32年度の3か年分の介護サービスの見込み量を推計します。

オ 介護保険施設等の整備目標について

介護サービスの見込み量等を踏まえ、介護保険施設、地域密着型施設等の整備目標を設定します。

カ 介護保険料の設定について

次期計画期間における介護保険料の設定に対する考え方及び所得に応じた利用者負担の考え方について検討します。

別紙2のとおり

(3) 各見直し事項に関する主な検討方法について

ア 高齢者等実態調査等の実施

- ・高齢者等一般調査
- ・介護サービス利用実態調査
- ・サービス提供事業者調査
- ・地域包括支援センター及び在宅介護支援センター調査 他

イ 各種分析ツールの活用

- ・地域包括ケア「見える化」システム推計ツール
- ・国のワークシート、分析ソフト 他

4 計画の策定体制について

別紙3のとおり

5 計画策定スケジュールについて

別紙4のとおり

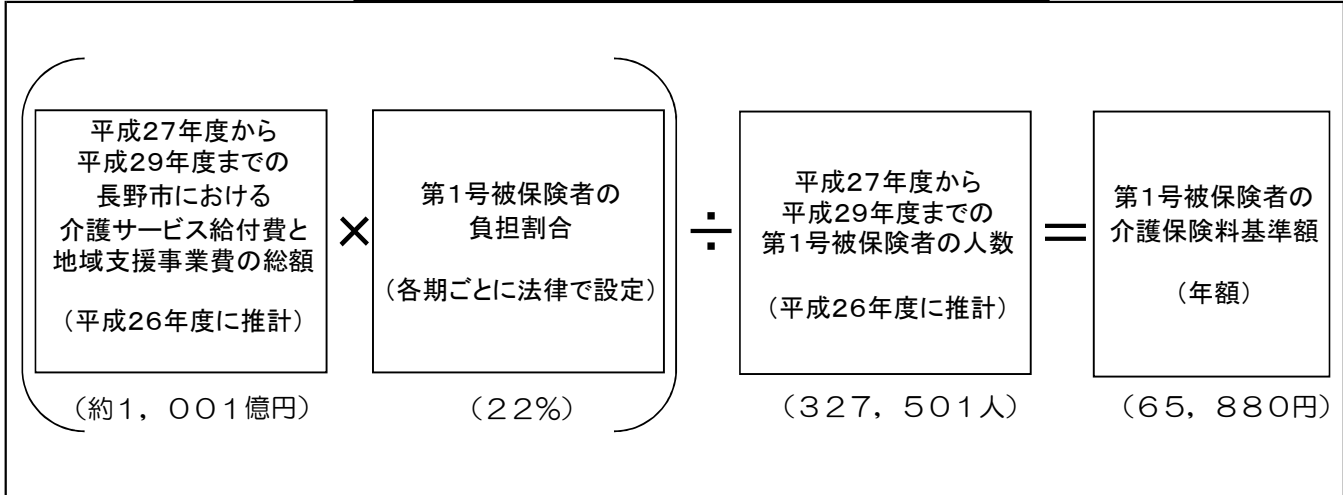
各 論	現 行 計 画						
	節	項	事業名	担当課	頁		
第1章 社会参加の促進と健康づくり	1	社会参加活動支援		共通	34		
		1	生きがいつくりの充実		34		
			1 老人クラブの育成	高齢者福祉課	34		
			2 おでかけパスポート事業	高齢者福祉課	34		
			3 敬老事業	高齢者福祉課	35		
			4 老人福祉センター(愛称:かがやきひろば)運営事業	高齢者福祉課	36		
			5 ふれあい交流ひろば(愛称:かがやきひろば)運営事業	高齢者福祉課	36		
			6 シニアアクティブルーム運営事業	高齢者福祉課	37		
			7 老人憩の家(愛称:いこいの家)運営事業	高齢者福祉課	37		
			8 ながのシニアライフアカデミー(愛称:NaSLA)運営事業	高齢者福祉課	38		
			9 健康麻将(まーじゃん)初心者講座事業	高齢者福祉課	38		
			10 温湯温泉湯～ばれあ 高齢者福祉ゾーン運営事業	観光振興課	39		
			11 高齢者学級開設事業	家庭・地域学びの課	40		
			12 公民館における世代間交流事業	家庭・地域学びの課	40		
			13 保育所における世代間交流事業	保育・幼稚園課	41		
		2	高齢者への就労支援		41		
			1 高齢者授産施設就労奨励金支援事業	高齢者福祉課	41		
			2 シルバー人材センター	商工労働課	42		
		2	健康づくりの推進		共通	43	
			1	健康状況の把握		43	
				1 がん検診	保健所健康課	43	
				2 骨粗しょう症検診	保健所健康課	43	
				3 歯周疾患検診	保健所健康課	44	
				4 「健康手帳」の交付	保健所健康課	44	
				5 国民健康保険特定健康診査・特定保健指導事業	国民健康保険課	45	
				6 国民健康保険人間ドック等助成事業	国民健康保険課	45	
				7 後期高齢者健診	高齢者福祉課	45	
				8 後期高齢者医療制度人間ドック・脳ドック助成事業	高齢者福祉課	46	
			2	健康づくりの推進		46	
				1 健康情報等の発信	保健所健康課	46	
				2 集団健康教育(講演会・運動指導・健康教室)	保健所健康課	47	
				3 「新・健康ながの21」地域出前講座	保健所健康課	47	
				4 健康ボランティア団体の育成支援	保健所健康課	48	
				5 保健センター	保健所健康課	48	
				6 保健保養訓練センター	保健所健康課	49	
				7 はり、マッサージ費助成事業	高齢者福祉課	49	
				8 健康づくり事業	スポーツ課	50	
	第2章 地域包括ケアの推進	1	地域包括ケアシステムの整備		共通	51	
			1	地域包括支援センター運営体制の強化		51	
				1 地域包括支援センター及び在宅介護支援センター	介護保険課	51	
				2 地域包括支援センター運営協議会	介護保険課	53	
			2	包括的支援事業の推進		54	
				(1)総合相談支援事業		54	
					1 総合相談支援	介護保険課	54
					2 高齢者実態把握	介護保険課(高齢者福祉課)	54
				(2)権利擁護事業	介護保険課(高齢者福祉課)	55	
				(3)介護予防ケアマネジメント事業	介護保険課	55	
				(4)包括的・継続的ケアマネジメント支援事業		56	
					3 ケアマネジャーへの支援	介護保険課	56
					4 包括的・継続的ケア体制の構築	介護保険課	57
			(5)地域ケア会議の充実		58		
				5 「ケア会議」	介護保険課	58	
			(6)在宅医療・介護連携推進事業	介護保険課	59		
			(7)認知症高齢者支援事業	介護保険課	59		
		3	地域におけるコーディネーターとの連携		60		
			(1)生活支援コーディネート機能の強化	高齢者福祉課	60		
			(2)コーディネーターとの連携		60		
				1 地域たすけあい事業への支援	高齢者福祉課	60	
		2	地域での自立した生活支援		介護保険課・高齢者福祉課	62	
			1	介護予防・生活支援サービス事業の充実		63	
				(1)訪問型サービス	介護保険課(高齢者福祉課)	63	
					1 訪問指導事業	介護保険課	63
					2 援助老人サービス事業(訪問援助)	高齢者福祉課	65
				(2)通所型サービス	介護保険課(高齢者福祉課)	65	
					3 運動器機能向上事業(生活らくかる運動塾)	介護保険課	66
					4 援助老人サービス事業(通所援助)	高齢者福祉課	66
					5 生きがいデイサービス事業	高齢者福祉課	67
			(3)生活支援サービス		67		
				6 援助老人サービス事業(短期入所)	高齢者福祉課	67	

各 論	現 行 計 画				
	節	項	事 業 名	担 当 課	頁
			7 友愛活動への支援	高齢者福祉課	68
			8 孤立防止・見守りネットワーク事業	福祉政策課	68
			(4)介護予防ケアマネジメント事業		69
			9 二次予防事業対象者(はつらつアップ高齢者)に対するケアマネジメント	介護保険課	69
			10 要支援認定者に対するケアマネジメント	介護保険課	70
			2 一般介護予防事業の実施		71
			(1)介護予防把握事業		71
			1 二次予防事業対象者把握事業(介護予防把握事業)	介護保険課	71
			(2)介護予防普及啓発事業		72
			2 認知症予防講座	保健所健康課	72
			3 歯科健康教育(高齢者歯科講話・むせ予防教室を含む)	保健所健康課	72
			4 成人歯科相談	保健所健康課	73
			5 介護予防講話	保健所健康課	73
			6 介護予防あれこれ講座	介護保険課	73
			7 介護予防教室	介護保険課	74
			(3)地域介護予防活動支援事業		74
			8 介護予防クラブ支援事業	介護保険課	74
			(4)地域リハビリテーション活動支援事業	介護保険課	75
			(5)一般介護予防事業評価事業		75
			9 介護予防一次予防施策評価事業(一般介護予防事業評価事業)	介護保険課	75
			3 要介護高齢者等に対する支援強化		76
			(1)介護者支援事業		76
			1 在宅福祉介護料の支給事業	高齢者福祉課	76
			2 在宅介護者リフレッシュ事業	高齢者福祉課	76
			3 要介護被保険者等住宅整備事業	介護保険課	77
			4 はいかい高齢者家族支援サービス助成事業	高齢者福祉課	77
			5 介護者教室	介護保険課	78
			6 ごみ処理手数料減免	生活環境課	78
			(2)その他事業		79
			7 訪問理容・美容サービス事業	高齢者福祉課	79
			8 日常生活用具給付事業	高齢者福祉課	79
			9 緊急通報システム設置事業	高齢者福祉課	80
			10 配食サービス事業	高齢者福祉課	80
			3 認知症対策の充実		82
			1 認知症を正しく理解し適切に対応できる環境づくり		82
			(1)認知症ケアパスの作成		82
			1 認知症ケアパスの作成	介護保険課	82
			(2)専門的なサポート体制の強化		82
			2 認知症地域支援推進員の配置	介護保険課	82
			3 認知症の相談会の開催	介護保険課	83
			4 認知症初期集中支援チームの設置	介護保険課	83
			5 かかりつけ医によるもの忘れ相談事業	介護保険課	83
			2 認知症高齢者(家族)支援体制の強化		84
			1 認知症サポーター養成事業	介護保険課	84
			2 認知症カフェへの支援	介護保険課	85
			3 認知症啓発月間	介護保険課	85
			4 安心おかえりカルテ作成支援	介護保険課	86
			3 認知症対応型施設の整備	介護保険課	87
			4 高齢者の権利擁護支援体制の充実	介護保険課・高齢者福祉課	88
			1 (1)高齢者虐待防止の推進	介護保険課(高齢者福祉課)	88
(2)成年後見制度の活用促進	高齢者福祉課(介護保険課)	89			
(3)消費者被害防止の促進	介護保険課	90			
(4)生活の場の保障		91			
1 特別措置事業	高齢者福祉課	91			
第3章	1	1	介護保険関連施設の整備		92
介護保険関連施設等の整備			(1)在宅サービス基盤		92
			1 通所介護施設(デイサービスセンター)	介護保険課	92
			2 通所リハビリテーション施設(デイケアセンター)	介護保険課	92
			3 短期入所生活介護施設(ショートステイ施設)	介護保険課	93
			4 短期入所療養介護施設(ショートステイ施設)	介護保険課	93
			5 特定施設	介護保険課	94
			(2)地域密着型サービス基盤		94
			6 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	介護保険課	94
			7 夜間対応型訪問介護事業所	介護保険課	95
			8 小規模多機能型居宅介護拠点	介護保険課	95
			9 地域密着型通所介護施設	介護保険課	96
			10 認知症対応型共同生活介護施設(認知症高齢者グループホーム)	介護保険課	96
			11 認知症対応型通所介護施設(認知症対応型デイサービスセンター)	介護保険課	97
			12 看護小規模多機能型居宅介護	介護保険課	97
			13 地域密着型特定施設	介護保険課	98
			14 地域密着型介護老人福祉施設(小規模特別養護老人ホーム)	介護保険課	98
			(3)施設サービス基盤		99

各 論	現 行 計 画							
	節	項	事 業 名	担 当 課	頁			
			15 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	介護保険課	99			
			16 介護老人保健施設	介護保険課	100			
			17 介護療養型医療施設	介護保険課	100			
			2 介護保険以外の高齢者福祉施設の整備		101			
			1 有料老人ホーム	高齢者福祉課	101			
			2 サービス付き高齢者向け住宅	住宅課	101			
			3 生活支援ハウス(高齢者生活福祉センター)	高齢者福祉課	102			
			4 高齢者共同生活支援施設	高齢者福祉課	102			
			5 軽費老人ホーム(ケアハウス)	高齢者福祉課	103			
			6 養護老人ホーム	高齢者福祉課	103			
			3 質の高いサービス提供を担う人材の確保	介護保険課	104			
			4 高齢者福祉施設等の整備目標	介護保険課(高齢者福祉課)	105			
			第4章 介護保険事業の適正な運営	1	介護保険サービスの推計		介護保険課	107
						1 施設・居住系サービス利用者数の推計	介護保険課	107
						2 居宅サービス見込量	介護保険課	108
3 日常生活圏域ごとのサービス見込量	介護保険課	110						
4 地域支援事業の見込量	介護保険課	114						
5 介護保険給付費の推計	介護保険課	115						
2 サービス基盤の整備と質の向上	サービス基盤の整備と質の向上	1 介護保険サービス基盤の整備				介護保険課	116	
		2 サービスの質の向上					117	
		(1)サービス事業者への助言・指導				介護保険課	117	
		(2)サービス事業者への指導・監査				介護保険課	118	
		3 サービスの利便性の向上					119	
		(1)介護保険事業者への情報提供				介護保険課	119	
		(2)市民への情報提供				介護保険課	119	
		(3)長野市地域密着型サービス等運営委員会				介護保険課	120	
		4 費用負担の調整					121	
		(1)介護保険料の減免等				介護保険課	121	
(2)介護サービス利用料の軽減及び減免	介護保険課	121						
(3)利用者負担・補足給付の見直し	介護保険課	122						
5 公正で迅速な要支援・要介護認定	介護保険課	123						
3 市民・利用者の意見の反映	市民・利用者の意見の反映	1 相談体制の充実				介護保険課	124	
		2 苦情に対する取組				介護保険課	124	
		3 不服審査請求の経由				介護保険課	124	
						介護保険課	125	
第5章 高齢者の安全・安心のための 諸事業の推進	1	高齢者が利用しやすい建築物、道路等の整備				1 人にやさしい建築物の促進	建築指導課	126
						2 歩道段差解消事業	道路課	126
			3 高齢者に配慮したまちづくり	駅周辺整備課	127			
			4 公共交通機関の整備	交通政策課	127			
			2 安全・安心のゆとりある住生活の確保		128			
			1 福祉住宅建設資金融資事業	住宅課	128			
			2 市営住宅等高齢者対策事業	住宅課	128			
			3 住宅情報提供事業	住宅課	129			
			4 高齢者世話付住宅(シルバーハウジング)生活援助員派遣事業	高齢者福祉課	129			
			3 交通事故、犯罪、災害等からの高齢者の保護		130			
			1 高齢者交通安全教育・事故防止対策事業	地域活動支援課	130			
			2 高齢者向け消費啓発事業	市民窓口課	130			
			3 避難行動要支援者(高齢者福祉サービス)台帳の整備	福祉政策課	131			
			4 避難行動要支援者対策事業	消防局予防課	131			
			5 福祉避難所の指定	福祉政策課	132			

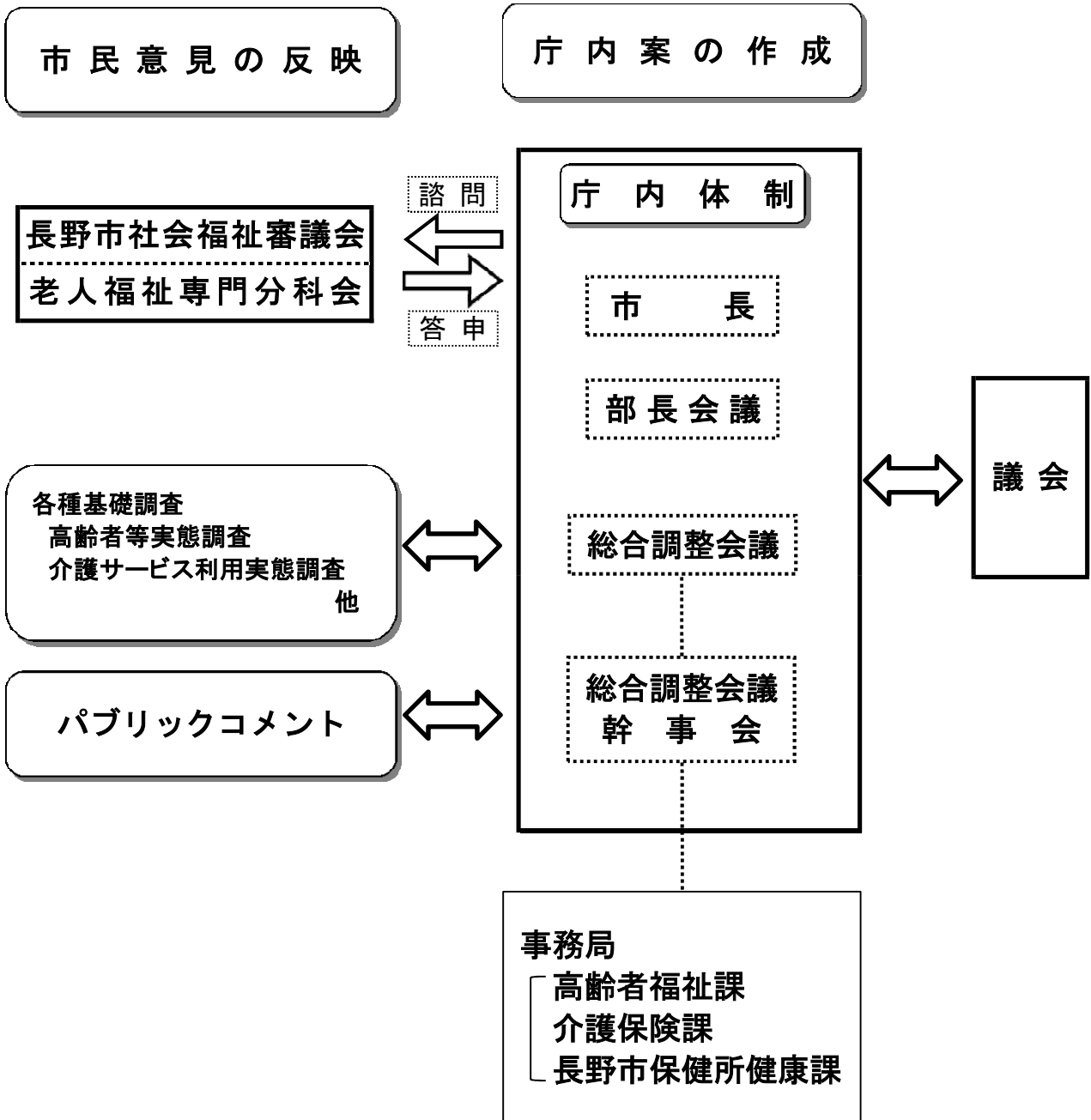
◆第1号被保険者の介護保険料(平成27年～平成29年)

第1号被保険者介護保険料 基準額算定方法



所得段階	対象者	年間保険料	基準額に対する乗率	
第1段階	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者で、世帯全員が市町村民税非課税の人 ・世帯全員が市町村民税非課税で、本人の前年の公的年金等収入金額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	26,350円	0.40	
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税の場合	本人の前年の公的年金等収入金額と合計所得金額の合計が120万円以下の人	44,460円	0.675
第3段階		本人の前年の公的年金等収入金額と合計所得金額の合計が120万円を超える人	49,410円	0.75
第4段階	本人が市町村民税非課税で、世帯の中に市町村民税課税者がいる場合	前年の公的年金等収入金額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	57,640円	0.875
第5段階 (基準額)		前年の公的年金等収入金額と合計所得金額の合計が80万円を超える人	65,880円	1.00
第6段階	本人が市町村民税課税者の場合	前年の合計所得金額が120万円未満の人	75,760円	1.15
第7段階		前年の合計所得金額が120万円以上190万円未満の人	83,990円	1.275
第8段階		前年の合計所得金額が190万円以上290万円未満の人	98,820円	1.50
第9段階		前年の合計所得金額が290万円以上400万円未満の人	102,110円	1.55
第10段階		前年の合計所得金額が400万円以上1,000万円未満の人	115,290円	1.75
第11段階		前年の合計所得金額が1,000万円以上の人	118,580円	1.80

第 8 次高齢者福祉計画・第 7 期介護保険事業計画策定体制



第8次長野市高齢者福祉計画・第7期長野市介護保険事業計画策定スケジュール

	平成29年								平成30年				
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
国（県）動向等	3月中に見える化システムリリース		ワークシートリリース 国の基本指針案			サービス見込量報告		サービス見込量 保険料試算報告		サービス見込量 保険料設定額報告		保険料設定額 (確定)報告	●新「あいプラン」の実施
市議会		会派説明							会派説明 福祉環境委員会			市議会 (介護保険料 条例修正案)	
庁内会議等	4/4 部長会議	5/1 第1回幹事会 ・策定体制 ・次期計画の見直し 事項 5/8 総合調整会議			第2回幹事会 ・各種調査報告 ・基礎数値の将来推計 ・各種事業見直し		第3回幹事会 ・各種事業見直し ・第1号保険料試算	第4回幹事会 ・第1号保険料試算 ・計画案 ・パブコメ		第5回幹事会 ・パブコメ結果 ・答申案 ・保険料	部長会議		
社会福祉審議会	委員改選 (選定) (選考)		5/16 第1回 社会福祉審議会 (新計画策定)										
老人福祉専門分科会	委員改選 (公募)		第1回専門分科会 ・新計画策定 ・策定体制 ・次期計画の見直し 事項		第2回専門分科会 ・各種調査報告 ・基礎数値の将来推計 ・各種事業見直し		第3回専門分科会 ・各種事業見直し ・第1号保険料試算	第4回専門分科会 ・第1号保険料試算 ・計画案 ・パブコメ		第5回専門分科会 ・第1号保険料 ・パブコメ結果 ・計画案		社会福祉審議会 新計画書(案)	
高齢者福祉課 介護保険課 長野市保健所健康課	【計画策定準備】 ・介護サービス提供事業所調査 ・高齢者等実態調査集計・分析 ・介護サービス利用実態調査集計・分析 ・介護支援事業所調査集計・分析 ・包括・在介調査集計・分析 ・各種ヒアリング			【サービス見込量の設定作業】 ・策定準備の調査分析 ・上記を基にサービス見込量の設定作業		サービス見込量 ・保険料の仮設定		各種事業目標量の推計 H30予算要求(重点・特定項目等)				【議会に報告】 ・高齢者福祉計画 ・介護保険事業計画 ・介護保険条例の改正	広報掲載 4/1号
情報公開 (パブコメ・広報等)			新規事業・各種事業の見直し論点(課題・今後の方針・目標)							パブリックコメント			

第五期長野市障害福祉計画・第一期長野市障害児福祉計画

の策定について

保健福祉部 障害福祉課

1 計画策定の趣旨

市町村障害福祉計画

- ・平成18年度第一期策定、以降3年ごとに策定 平成30年度～平成32年度第五期
- ・地域の実情を勘案して、障害福祉サービスの見込量や、相談支援体制及び地域生活支援事業の提供体制等について政策目標を定め、円滑な実施を確保することを目的とする。

市町村障害児福祉計画

- ・平成28年6月公布平成30年4月施行、児童福祉法改正により新たに策定が義務付けられた。
- ・障害児通所支援、障害児入所支援及び障害児相談支援の提供体制等について政策目標を定め、円滑な実施を確保することを目的とする。
- ・平成30年度～平成32年度の3ヵ年計画として、第五期障害福祉計画に合わせて作成する。

2 計画の性格

国の基本指針及び第四期障害福祉計画の実績等に基づき、平成30年度～平成32年度における障害福祉サービス、地域生活支援事業等の種類ごとにサービスの見込量を算出する。

3 計画の概要

(1) 第五期計画に係る国の基本指針の主なポイント

ア 地域における生活の維持及び継続の推進

- ・生活の維持及び継続の推進を図るため、地域生活支援拠点等の整備を一層推進

イ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

ウ 就労定着に向けた支援

- ・就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援

エ 障害児のサービス提供体制の計画的な構築

- ・児童発達支援センターを中心とした地域支援体制を構築及び保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関の協議の場の設置

オ 地域共生社会の実現に向けた取組

- ・地域住民が主体的に地域づくりに取組むための仕組み作りや、専門的な支援を要する者に対して、各関連分野が共通の理解に基づき協働する、包括的かつ総合的な支援体制の構築

カ 発達障害者支援の一層の充実

- ・地域の実情に応じた発達障害者支援の体制整備を計画的に図る。

(2) 第五期計画の成果目標に関する事項（国の基本指針）

ア 施設入所者の地域生活への移行（継続）

- ・地域移行者数：平成28年度末施設入所者の9%以上
- ・施設入所者数：平成28年度末の2%以上削減

イ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築（項目の見直し）

- ・保健・医療・福祉関係者による協議の場（各圏域、各市町村）の設置
- ・退院率：入院後3ヵ月69%、入院後6ヵ月84%、入院後1年90%

ウ 地域生活支援拠点等の整備（継続）

- ・平成32年度末までに各市町村又は圏域に少なくとも1つの拠点を整備

エ 福祉施設から一般就労への移行（拡充）

- ・一般就労への移行者数：平成28年度の1.5倍
- ・就労移行支援事業利用者：平成28年度の20%増
- ・移行率30%以上の就労移行支援事業所：50%以上
- ・就労定着支援1年後の就労定着率：80%以上（新）

オ 障害児支援の提供体制の整備等（新規）

- ・児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所設置
- ・保育所等訪問支援を利用できる体制を各市町村で構築
- ・主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービスを各市町村に少なくとも1カ所確保
- ・医療的ケア児支援の協議の場（各都道府県、各圏域、各市町村）の設置（平成30年度末まで）

(3) その他の見直し（国の基本指針）

- ・障害者虐待の防止、養護者に対する支援
- ・障害を理由とする差別の解消の推進
- ・難病患者への一層の周知
- ・意思決定支援、成年後見制度の利用促進の在り方

(4) サービス見込量の設定 (活動指標)

障害福祉サービス

ア 訪問系サービス

イ 日中活動系サービス

ウ 施設系サービス

エ 相談支援

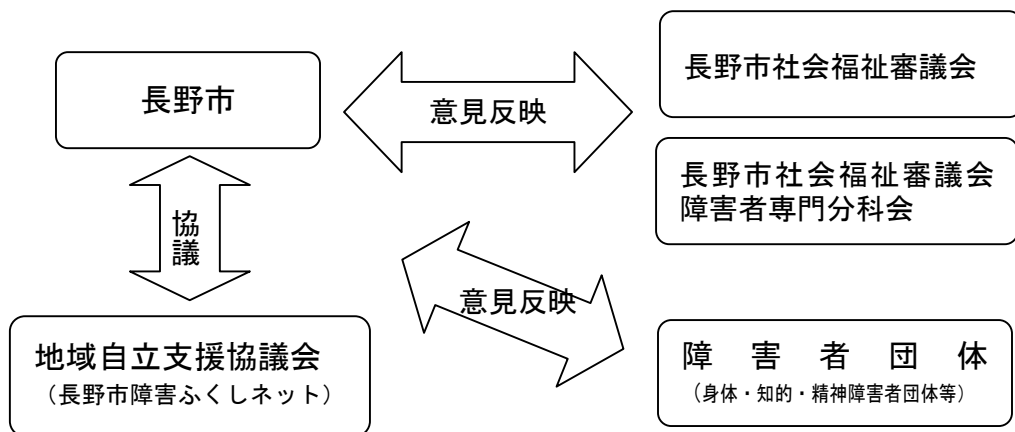
地域生活支援事業

ア 必須事業

イ 任意事業

障害児支援

4 策定体制について



「障害者基本計画」及び「障害福祉計画・障害児福祉計画」について

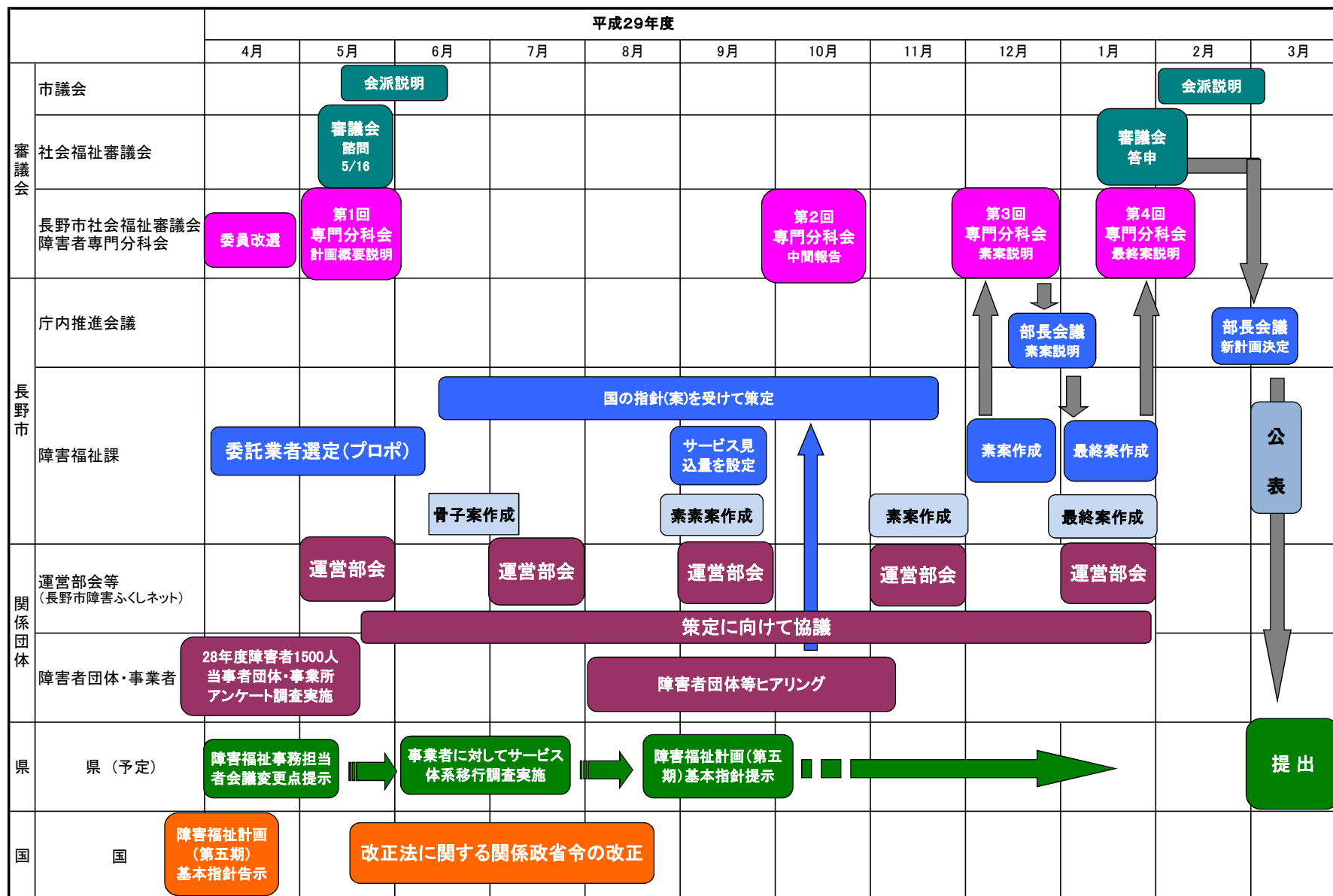
参考資料

平成29年5月現在

項目	長野市障害者基本計画	長野市障害福祉計画・長野市障害児福祉計画										
根拠規定	障害者基本法 第11条第3項 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とし、障害者のための施策に関する基本的な計画を策定するよう努めなければならない。	障害福祉計画（障害者総合支援法 第88条）基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。 障害児福祉計画（改正後児童福祉法 第33条の20）市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。										
計画期間	平成23年度から平成32年度までの10年間（平成27年度に中間見直し実施）	障害福祉計画 第五期（平成30年度から平成32年度の3年間） 障害児福祉計画 平成30年度から第一期（平成30年度から平成32年度の3年間）										
基本理念	ひとりひとりの個性を認め合い、すべての人の人権が尊重され、誰もが安心して笑顔で輝きながら、元気に暮らしていけるまちづくりを目指す。	障害者等の自立と社会参加を基本とする障害者基本法の理念を踏まえ、以下に配慮した計画 ・障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項 ・各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み ・地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項 ・障害児のサービスに係る提供体制の計画的な構築を推進する（障害児福祉計画）										
計画に記載すべき内容	<p>障害者の福祉に関する基本的施策</p> <ol style="list-style-type: none"> 権利・理解の促進 <ol style="list-style-type: none"> 障害のある人の権利を守る 障害を理解する 相談・福祉サービスの充実 <ol style="list-style-type: none"> 相談支援体制の促進 福祉サービスの充実 くらしの充実 <ol style="list-style-type: none"> 生活基盤の整備 社会参加 教育・育成の充実 <ol style="list-style-type: none"> 母子保健事業・早期医療体制の充実 福祉サービスの充実 教育的支援の充実 就労・日中活動の充実 <ol style="list-style-type: none"> 雇用機会の拡大 日中活動の充実 工賃アップ 優先調達の推進 ユニバーサルデザインのまちづくり <ol style="list-style-type: none"> ユニバーサルデザインの推進 地域生活の推進 コミュニケーション支援の充実 	<p>1 各計画期間における障害福祉サービスの必要な見込量</p> <p>障害者総合支援法による障害福祉サービス</p> <table border="1" data-bbox="1167 810 2074 1074"> <thead> <tr> <th>訪問系サービス</th> <th>日中活動</th> <th>住居支援</th> <th>相談支援</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>居宅介護 重度訪問介護（拡大） 同行援護 行動援護 重度障害者包括支援</td> <td>生活介護 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援 療養介護 短期入所 就労定着支援（新規）</td> <td>共同生活援助 施設入所支援 自立生活援助（新規）</td> <td>計画相談支援 地域移行支援 地域定着支援</td> </tr> </tbody> </table> <p>児童福祉法による障害福祉サービス</p> <table border="1" data-bbox="1167 1129 1417 1425"> <thead> <tr> <th>障害児支援</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>児童発達支援 放課後等デイサービス 保育所等訪問支援（拡大） 医療型児童発達支援 障害児相談支援 居宅訪問型 児童発達支援（新規）</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 障害福祉サービスの必要な見込み量を確保するための方策</p> <p>3 地域生活支援事業の内容及び各年度の必要な見込み量、確保のための方策</p>	訪問系サービス	日中活動	住居支援	相談支援	居宅介護 重度訪問介護（拡大） 同行援護 行動援護 重度障害者包括支援	生活介護 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援 療養介護 短期入所 就労定着支援（新規）	共同生活援助 施設入所支援 自立生活援助（新規）	計画相談支援 地域移行支援 地域定着支援	障害児支援	児童発達支援 放課後等デイサービス 保育所等訪問支援（拡大） 医療型児童発達支援 障害児相談支援 居宅訪問型 児童発達支援（新規）
訪問系サービス	日中活動	住居支援	相談支援									
居宅介護 重度訪問介護（拡大） 同行援護 行動援護 重度障害者包括支援	生活介護 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援 療養介護 短期入所 就労定着支援（新規）	共同生活援助 施設入所支援 自立生活援助（新規）	計画相談支援 地域移行支援 地域定着支援									
障害児支援												
児童発達支援 放課後等デイサービス 保育所等訪問支援（拡大） 医療型児童発達支援 障害児相談支援 居宅訪問型 児童発達支援（新規）												

障害者基本計画のうち、生活支援、障害児支援等に関する事項について数量及び方策等の設

第五期長野市障害福祉計画・第一期障害児福祉計画 策定スケジュール



長野市障害児保育所等利用者負担額補助金の見直しについて

保健福祉部 障害福祉課

1 事業概要

障害児を保育する世帯の生活安定と福祉の向上を図るため、保育所等利用者負担額（保育料）の一部に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

対象者：当該年度の3月1日現在において市内の保育所・認定こども園に障害児を入所させている保護者のうち、次の要件をすべて満たす者

- ・市内に住所を有する者
- ・保育料徴収基準額表階層区分がBからD4までの者
- ・滞納していない者

交付額：当該年度の納付済保育料の1／6以内

※ 長野市障害児保育料補助金交付要綱（昭和63年4月施行）

2 事業見直しの理由

国は、平成29年度における「幼児教育の無償化に向けた取組」として、一定所得以下で、障害に関わる手帳を所持する障害児又は障害者のいる世帯に対しては、保育料を大幅に軽減した。大幅に軽減した保育料に対して、本補助金を交付しても小額であり、また、軽減した保育料に対して更に補助金を交付することは、重複して優遇措置を講ずることとなり、限られた財源の中で効率的な事業を行う観点からも事業の見直しが必要と考える。

また、障害があっても手帳の交付を受けていない世帯では、「幼児教育の無償化に向けた取組」による保育料の大幅な軽減は受けられない。現在、本補助金では、補助対象者のうち約4割が手帳を所有しておらず、医師の診断書により補助金が交付されることとなるが、効果は期待できるものの同様の優遇措置でありながら保育料の軽減対象と異なる条件であることから、この点についても事業の見直しが必要と考える。

3 諮問内容

上記理由を踏まえ、本補助金のあり方について、ご審議いただきたい。

長野市障害児保育所等利用者負担額補助金の見直し

1 目的と経緯

昭和 63 年度 障害児を保育する世帯の生活安定と福祉の向上を図るため、その世帯が負担する保育料の一部に対し、予算の範囲内で補助金を交付する

- ・ 交付対象…身体手帳、療育手帳所持者、医師又は専門機関の判定者
- ・ 所得要件…保育料の算定基礎となる所得税額が 120,000 円未満の世帯
- ・ 補助金交付額…支払った保育料の 6 分の 1 を補助

長野市障害児保育料補助金交付要綱として施行

平成 15 年度 交付対象者を、長野市保育所保育料徴収規則別表（保育料基準額表）に定める B 2 から D 4 階層までの者に改める

平成 27 年度 「長野市障害児保育所等利用者負担額補助金交付要綱」に名称変更

平成 28 年度 保育料基準額表の階層区分の変更に伴い、階層区分 B 2 を B に変更

2 補助金交付実績

年度	件数計	継続件数	新規件数	支給総額	平均支給額
24 年度	19 件	8 件	11 件	682,136 円	36,060 円
25 年度	14 件	4 件	10 件	465,019 円	33,216 円
26 年度	18 件	6 件	12 件	519,831 円	28,880 円
27 年度	26 件	4 件	22 件	661,079 円	25,426 円
28 年度	31 件	11 件	20 件	749,558 円	24,179 円

3 保育料の軽減

平成 27 年度から、国の施策として幼児教育の段階的な無償化に向けた取り組みにより、ひとり親世帯、在宅障害児（者）がいる世帯のうち、D 3 階層の一部までの者の保育料は、平成 28 年度に半額に減額された。さらに平成 29 年度の 3 歳以上児の標準時間の保育料は 1,200 円、同様に 3 歳未満児は 1,800 円まで引き下げられた。

D 3 階層は、国が示すところの保育施設等の利用者負担表の年収 360 万円（市町村民税所得割課税額に置き換えると 77,101 円未満まで）が軽減の対象とされているため保育料が軽減される世帯とされない世帯（77,101 円以上 97,000 円未満）が混在することになった。

<例>第1子、3歳未満児、保育標準時間

単位：円

階層区分	定義	基本	27年度	28年度	29年度
B	市町村民税非課税世帯	1,800	0	0	0
C	市町村民税所得課税額 48,600 円未満	9,900	8,900	4,450	1,800
D 1	48,600 円以上 60,000 円未満	14,200	14,200	7,100	1,800
D 2	60,000 円以上 76,000 円未満	19,400	19,400	9,700	1,800
D 3	76,000 円以上 77,101 円未満	24,500	24,500	12,250	1,800
D 3	77,101 円以上 97,000 円未満	24,500	24,500	24,500	24,500
D 4	97,000 円以上 123,000 円未満	31,500	31,500	31,500	31,500

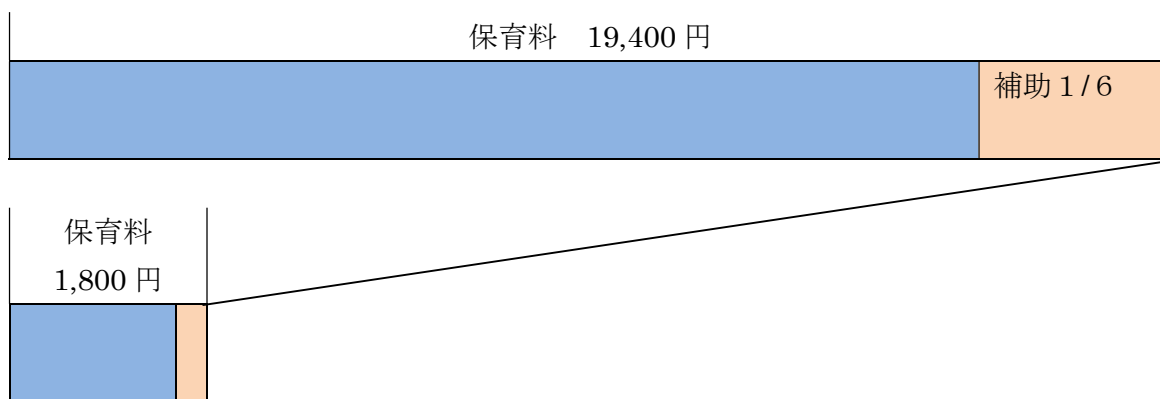
平成 27 年度、BC 階層で軽減が行われた

平成 28 年度、年収 360 万円の世帯まで（C から D 3 の一部）半額に軽減された

平成 29 年度、年収 360 万円の世帯まで（C から D 3 の一部）一律 1,800 円に軽減

4 保育料の軽減と補助金のイメージ

階層区分 D 2 の場合



補助金の交付対象と保育料の軽減対象の相違

補助金	保育料の軽減
身体障害者手帳	身体障害者手帳
療育手帳	療育手帳
精神障害者保健福祉手帳	精神障害者保健福祉手帳
特別児童扶養手当	特別児童扶養手当
医師の診断書、専門機関の意見書	—

5 見直しのポイント

4の図はD2階層の、第1子3歳未満児の保育標準時間の保育料補助のイメージであり、表は補助金の交付対象と保育料の軽減対象を列記している。

1、手帳等を所持する世帯

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳又は特別児童扶養手当受給者証を所持する世帯の保育料は、月額19,400円が月額1,800円に軽減された。保育料が大幅に軽減された、これらの階層の該当者に、この補助金交付を継続する必要性について。

2、手帳等を所持しない世帯

手帳等を所持しない又は所持できないと保育料は軽減されず、格差が生じる。発達障害児は精神障害者保健福祉手帳の取得も可能であるが、手帳を取得することを躊躇する保護者も居る。医師の診断書や専門機関の意見書による補助金の交付を継続する必要性について。

3、選択と集中による見直し

厳しい財政状況の中において、補助目的に沿った、効果的な制度として継続するため、補助金交付対象、所得要件、交付額等を見直すもの。

6 見直しの時期

平成30年度からの見直しとする。

7 2カ年の補助金交付実績

平成27年度の実績

階層区分	対象者	補助金額	該当用件	診断
B	1	1,200	診断	1
C	6	55,900	身体、身体、身体、療育、療育、療育	
D 1	1	8,283	身体	
D 2	4	103,433	療育、療育、診断、診断	2
D 3	4	138,333	療育、療育、診断、診断	2
D 3	3	143,683	療育、療育、療育	
D 4	5	168,583	療育、療育、特児、診断、診断	2
D 5	2	41,664	療育、療育	
	26	661,079		7

対象者数は3月1日時点。D5の2人は前半4月から8月の判定では対象であった者

平成28年度の実績

階層区分	対象者	補助金額	該当用件	診断
B	3	32,550	身体、身体、療育	
C	6	129,207	療育、療育、療育、療育、診断、診断	2
D 1	4	50,882	身体、身体、診断、診断	2
D 2	5	103,460	身体、療育、療育、診断、診断	2
D 3	2	52,632	診断、診断	2
D 3	4	116,822	身体、療育、診断、診断	2
D 4	6	238,172	療育、療育、療育、診断、診断、診断	3
D 5	1	25,833	診断	1
	31	749,558		14

対象者数は3月1日時点。D5の1人は前半4月から8月の判定では対象であった者

長野市福祉医療制度の見直しについて

1 諮問項目

長野市福祉医療制度の見直し

2 内 容

子どもの福祉医療費にかかる給付方式として「現物給付方式」を導入することについて

3 理 由

現在、福祉医療費については、受給者が医療機関窓口等で、医療費の内の自己負担額を一旦支払い、その後に、受給者負担金（500円）を差し引いた額の福祉医療費を市が受給者に給付する「自動給付方式」を採用している。

しかし、近年、子育てへの支援策として、子どもの福祉医療費の給付方式を、医療機関窓口等での受給者（保護者等）の負担が軽減され、利便性の向上する「現物給付方式」への要望が高まっていた。

この「現物給付方式」導入の支障のひとつとなっていた「国民健康保険にかかる国庫負担金等が減額される措置」が、未就学児までについて、平成30年度から解消されることを受け、長野県全体で足並みを揃え、「現物給付方式」を導入する方向となってきた。

本市においても、子育て支援の観点から「現物給付方式」を導入するにあたり、審議会での審議をお願いするもの。

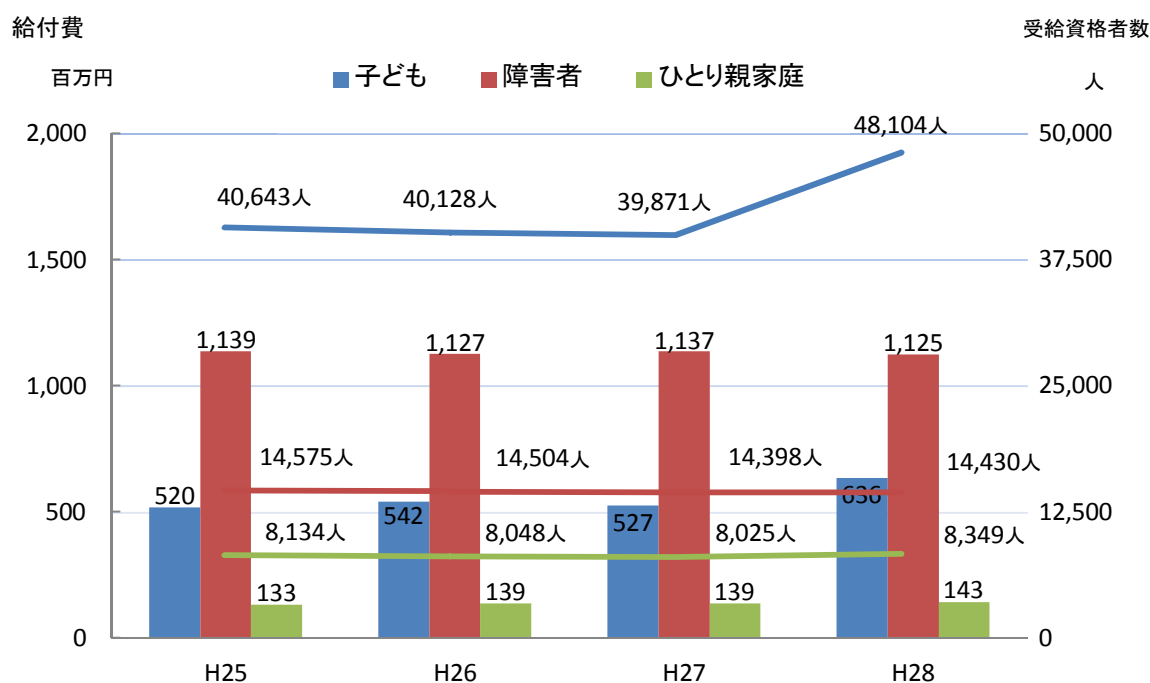
福祉医療費給付事業の概要

1 目的

本事業は、子ども、障害者、ひとり親家庭の健康の保持及び生活の安定に寄与するため、福祉医療費給付金を支給し、福祉の増進を図る制度です。

なお、近年は、子どもの対象年齢を通院・入院ともに中学卒業までに拡大し、安心して子どもを育てられる環境づくりを推進しています。

2 受給資格者数及び給付費の状況



<給付費>

(単位：百万円)

区分	H25	H26	H27	H28
子ども	520	542	527	636
障害者	1,139	1,127	1,137	1,125
ひとり親家庭	133	139	139	143
合計	1,792	1,808	1,803	1,904

<資格者数>

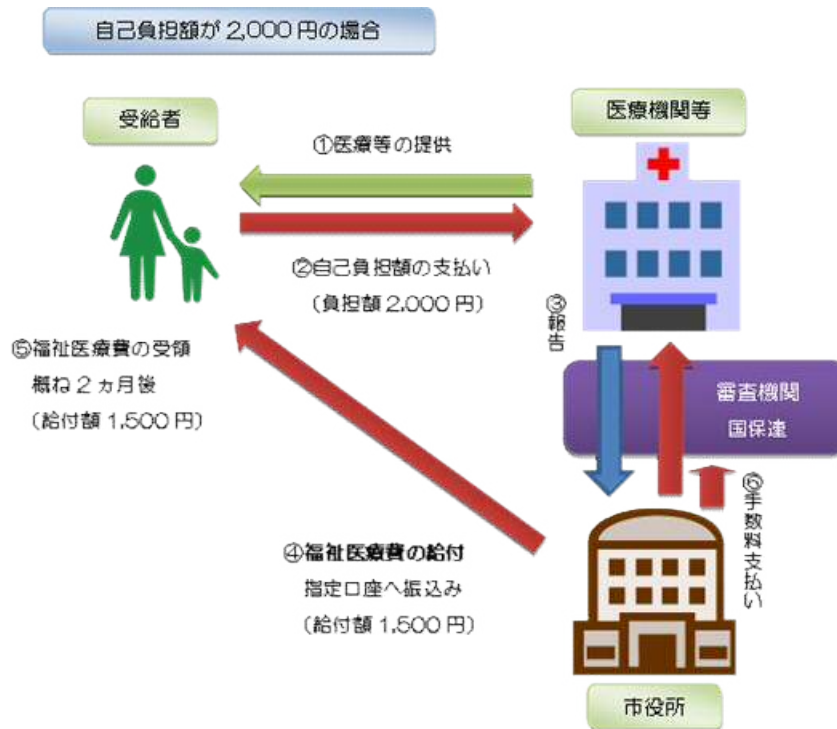
(単位：人)

区分	H25	H26	H27	H28
乳幼児	40,643	40,128	39,871	48,104
障害者	14,575	14,504	14,398	14,430
ひとり親家庭	8,134	8,048	8,025	8,349
合計	63,352	62,680	62,294	70,883

自動給付方式と現物給付方式

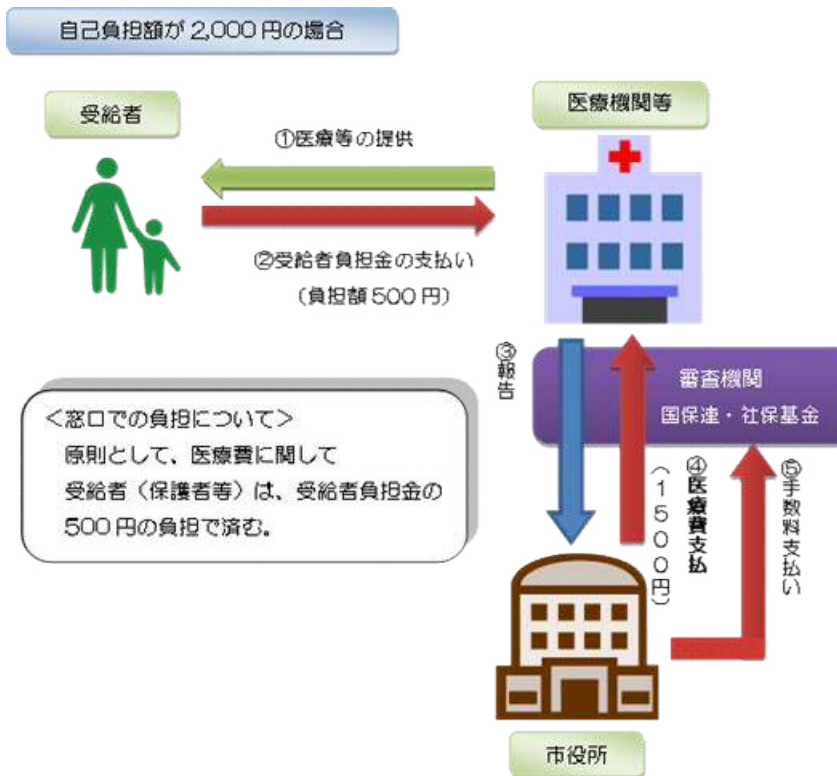
<自動給付方式>

医療機関窓口等で、医療費の自己負担額を支払い、後日、受給者負担金（500円）を控除した福祉医療費を自動的に受け取る方式。



<現物給付方式>

医療機関窓口等で受給者負担金（500円）を支払うことで、医療等のサービス（現物）の給付を受ける方式。
福祉医療費は、公費負担として医療機関等が受け取る。



長野県福祉医療費給付事業検討会における検討結果

1 長野県による検討会設置にいたるまでの経過

(1) 子育て支援・少子化対策の推進



(2) 子どもの福祉医療費に関して

医療機関窓口での自己負担額軽減（現物給付）の要望の高まり



(3) 福祉医療費について「現物給付方式」を採用した場合の
市町村に対する国民健康保険国庫負担金等減額調整措置の緩和へ
国が方針転換

厚生労働省「子どもの医療制度の在り方等に関する検討会」設置・検討



※「国民健康保険国庫負担金等減額調整措置」を
「ペナルティ」と呼ぶ場合があります。

(4) 平成 28 年 12 月 22 日付け保国発 1222 第 1 号
厚生労働省保険局国民健康保険課長通知 発出
<内容>

平成 30 年度より、

未就学児分までを対象とする医療費助成については、

国保の減額調整措置を行わないこととする。

※現物給付方式導入に伴う課題のひとつが解消の方向となる。



(5) 平成 29 年 1 月 27 日

長野県「現物給付方式」導入のための

「長野県福祉医療費給付事業検討会」を設置

2 長野県福祉医療費給付事業検討会の検討結果等

(1) 検討会について

- ①委員 5名（市長2名、町村長2名、県1名） ※加藤市長も委員
- ②事務局 長野県健康福祉部健康福祉政策課

(2) 開催経過

- ①第1回検討会 平成29年1月27日開催
- ②第2回検討会 平成29年3月30日開催 ※その他、幹事会を4回開催

(3) 検討内容と結果について

- ①子どもの福祉医療費の給付方式について
⇒県内全市町村で、現物給付方式を導入することが適当。

- ②現物給付方式に移行する子どもの範囲について
⇒減額措置（ペナルティー）は未就学児までではあるが、子育て支援等の観点から、現物給付方式は、中学校卒業までを対象とすることが適当。
※長野県による、国保会計に対する補助制度新設予定

- ③受給者負担金（1レセプトあたり500円）について
⇒現行の1レセプトあたり500円を維持することが適当。

- ④導入時期については、平成30年度中を目標とする。



29 健福政第 18 号
平成 29 年(2017 年)4 月 12 日

市町村 福祉医療費制度担当部(課)長 様

長野県健康福祉部長

福祉医療費給付事業の見直しについて

日頃より、県の福祉医療費給付事業に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、県においては、平成 29 年 1 月より「福祉医療費給付事業検討会」を設置し、本県の福祉医療費制度の見直しを検討してまいりましたが、市町村の皆様からいただいた意向調査の御回答を踏まえながら、下記のとおり取りまとめがなされました。

この取りまとめを受け、県では、全市町村が「中学校卒業」まで足並みを揃えるための環境づくりとして、「中学校卒業」まで現物給付方式を導入した場合に生じる、国民健康保険のペナルティ額について、その 2 分の 1 を補助する措置を新たに講ずる方向で検討いたします。

また、この検討会の補助機関として幹事会を設け、制度見直しに伴う実務事項について検討を行ってまいりましたが、その結果についても、併せて資料を添付いたしましたので、内容を御確認ください。

なお、現物給付方式導入に伴い、市町村福祉医療費給付金条例の改正や、市町村福祉医療費システム・国保システムの改修、住民への制度案内等の作業が今後必要となりますが、詳細については別途通知いたします。

記

【検討会取りまとめ（要旨）】

- 1 現物給付方式を導入することは適当である。
- 2 導入する範囲は、全市町村「中学校卒業」までは、足並みを揃えることが適当である。また、県は、市町村の足並みを揃える環境を整備するため、所要の措置を講ずるよう検討することが適当であると考え。
- 3 受給者負担金については、現行の 1 レセプトあたり 500 円を維持することが適当である。

【幹事会検討結果】

- 1 事務フロー図（資料1）
- 2 医療機関からの請求方法について（資料2）
- 3 受給者負担金の徴収方法について（資料3）
- 4 事務手数料の見直しについて（資料4）
- 5 現物給付方式導入手順及び作業スケジュールについて（資料5）

【現物給付方式導入スケジュール及び市町村における今後の作業概要】

導入時期は平成30年8月を目標とする。

- 1 市町村制度の検討・確定（H29.5～9月頃）
- 2 市町村条例等の改正（H29.6～9月頃）
- 3 国保システム・福祉医療システムの改修（H29.9月頃～）
- 4 審査支払機関との委託契約（現物給付導入開始前、H30年度）

担当 健康福祉政策課 県立病院・医療福祉係
（課長）清水 剛一（担当）犬浦 久美子
電 話：026-235-7097（直通）
F A X：026-235-7485
e-mail：kenbyoin@pref.nagano.lg.jp

子どもの福祉医療費

現物給付方式導入にかかる方針 1（方式導入）

メリット

- ① 受給者（保護者等）にとっては、医療機関窓口等での負担が軽減される。
- ② 医療機関で作成している福祉医療費の専用レセプト（診療報酬明細書）について、子どもの分については作成不要となり、市の委託事務費は減額となる。

デメリット

- ① 小学生・中学生分までについては、国民健康保険にかかる国の負担金等が減額されるため、市の財政負担が増加する。
 - ・小学生・中学生分について、県からの1/2の補助が見込めることとなったが、残り1/2は市の負担となる。
- ② 組合健康保険で支給している付加給付について、制度上給付が停止され、市の財政負担が増加する。（停止＝行われなくなること）
- ③ 窓口負担が減ることにより医療を受けやすくなり、医療費が増加する。（「長瀬効果」と呼ばれている。）

※その他、処理が複雑化するため、事務量の増加が懸念される。

- ・「現物給付方式」、「自動給付方式」、「申請償還払方式」の3方式の運用
- ・国民健康保険の場合の高額療養費の取扱い
- ・過誤の処理の問題（例：松本市へ転出した人が長野市の受給者証で医療を受けた場合など）



長野市の方針

給付方式としてはデメリットもあるが、子育て支援の観点から、「現物給付方式」を導入する。

子どもの福祉医療費

現物給付方式導入にかかる方針 2 (対象範囲)

長野県の方針について

- ・(現物給付方式を) 導入する範囲は、全市町村「中学校卒業」までは、足並みを揃えることが適当である。

※平成 29 年 3 月 30 日 長野県福祉医療費給付事業検討会より

子どもの対象範囲の相違

	項 目	対象範囲
長野市	子どもの福祉医療費給付金の対象範囲	中学校卒業まで
長野県	国庫負担金等の減額措置に対する補助金の対象範囲(予定)	中学校卒業まで
国	国民健康保険にかかる国庫負担金等の減額措置が停止される範囲	<u>未就学児まで</u>

- ・小学生・中学生分の国民健康保険にかかる減額措置分については、長野県による 1/2 の補助が新設される予定。



長野市の方針

「現物給付方式」の対象範囲は、「中学校卒業」までとする。

子どもの福祉医療費

現物給付方式導入にかかる方針3（受給者負担金）

長野県の方針について

- ・受給者負担金については、現行の1レセプトあたり500円を維持することが適当である。

※平成29年3月30日 長野県福祉医療費給付事業検討会より

長野市の状況について

- ・受給者の皆様が共に制度を支えあうために負担していただくもの。
- ・1レセプト（診療報酬明細書）につき500円。

H28年度の状況（子ども分のみ）

レセプト件数	受給者負担金総額
473,885 件	約 2億3千7百万円 (236,942,500 円)

- ・受給者負担金は制度維持のために、欠かせない。



長野市の方針

受給者負担金は、現行の1レセプトあたり500円を維持する。

子どもの福祉医療費

現物給付方式導入にかかる方針4（導入時期）

長野県の方針について

- ・導入時期については、平成30年8月を目標とする。

※平成29年4月12日 長野県保健福祉部長通知より

実務上の課題

- 1 市のシステム改修
- 2 高額療養費や過誤の取扱いなどが未調整
- 3 長野県国民健康保険団体連合会のシステム改修 など

※これ以外にも多くの課題があります。

- ・時間的には、厳しいものがある。
- ・平成30年8月導入を目指す、間に合わない場合も想定される。



長野市の方針

平成30年中の導入を目標とする。

社会福祉法（抜粋）

（第一条から第六条 略）

第二章 地方社会福祉審議会

（地方社会福祉審議会）

第七条 社会福祉に関する事項（児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を除く。）を調査審議するため、都道府県並びに地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）に社会福祉に関する審議会その他の合議制の機関（以下「地方社会福祉審議会」という。）を置くものとする。

2 地方社会福祉審議会は、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長の監督に属し、その諮問に答え、又は関係行政庁に意見を具申するものとする。

（組織）

第八条 地方社会福祉審議会は、委員三十五人以内で組織する。

2 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、地方社会福祉審議会に臨時委員を置くことができる。

（委員）

第九条 地方社会福祉審議会の委員及び臨時委員は、都道府県又は指定都市若しくは中核市の議会の議員、社会福祉事業に従事する者及び学識経験のある者のうちから、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長が任命する。

（委員長）

第十条 地方社会福祉審議会に委員の互選による委員長一人を置く。委員長は、会務を総理する。

（専門分科会）

第十一条 地方社会福祉審議会に、民生委員の適否の審査に関する事項を調査審議するため、民生委員審査専門分科会を、身体障害者の福祉に関する事項を調査審議するため、身体障害者福祉専門分科会を置く。

2 地方社会福祉審議会は、前項の事項以外の事項を調査審議するため、必要に応じ、老人福祉専門分科会その他の専門分科会を置くことができる。

（地方社会福祉審議会に関する特例）

第十二条 第七条第一項の規定にかかわらず、都道府県又は指定都市若しくは中核市は、条例で定めるところにより、地方社会福祉審議会に児童福祉に関する事項を調査審議させることができる。

2 前項の規定により地方社会福祉審議会に児童福祉に関する事項を調査審議させる場合においては、第八条第一項中「三十五人以内」とあるのは「五十人以内」と、前条第一項中「置く」とあるのは「、児童福祉に関する事項を調査審議するため、児童福祉専門分科会を置く」と読み替えるものとする。

（政令への委任）

第十三条 この法律で定めるもののほか、地方社会福祉審議会に関し必要な事項は、政令で定める。

（第十四条以降 略）

○長野市社会福祉審議会条例

平成12年 3月30日長野市条例第 3号

改正

平成12年 9月29日条例第49号

平成14年 3月29日条例第12号

平成17年 3月30日条例第10号

平成20年 3月28日条例第12号

平成23年12月20日条例第30号

平成25年 9月30日条例第31号

平成27年 3月27日条例第10号

長野市社会福祉審議会条例

(設置等)

第 1 条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第 7 条第 1 項及び地方自治法（昭和22年法律第67号）

の規定に基づき、長野市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

2 審議会は、社会福祉に関する事項を調査審議するほか、児童福祉に関する事項（子ども・子育て支援に関する事項を含む。）及び精神障害福祉に関する事項を調査審議するものとする。

3 社会福祉法第11条第 1 項の規定に基づき設置する身体障害者福祉専門分科会を障害者福祉専門分科会と称し、第 6 条第 1 項第 2 号に掲げる事項を調査審議するほか、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第 6 項の規定により意見を聴く機関とする。

(組織)

第 2 条 審議会は、委員24人以内で組織する。

(任期)

第 3 条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(副委員長)

第 4 条 審議会に副委員長 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を行う。

(会議)

第 5 条 審議会は、委員長が招集する。

2 委員長は、委員の 4 分の 1 以上が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、審議会を招集しなければならない。

- 3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決を行うことができない。
- 4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 5 臨時委員は、特別な事項について議事を開き、議決を行う場合には、前2項の規定の適用については、委員とみなす。

(専門分科会)

第6条 審議会に次の各号に掲げる専門分科会を置き、当該各号に定める事項を調査審議する。

- (1) 民生委員審査専門分科会 民生委員の適否の審査に関する事項
 - (2) 障害者福祉専門分科会 身体障害者、知的障害者及び精神障害者の福祉に関する事項
 - (3) 児童福祉専門分科会 児童並びに母子及び父子の福祉に関する事項（子ども・子育て支援に関する事項を含む。）
 - (4) 老人福祉専門分科会 老人の福祉に関する事項
 - (5) 地域福祉専門分科会 地域福祉に関する事項
- 2 専門分科会に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。
 - 3 専門分科会に専門分科会長及び専門分科会副会長各1人を置き、当該専門分科会に属する委員及び臨時委員の互選によりこれを定める。
 - 4 専門分科会長は、その専門分科会の会務を掌理する。
 - 5 専門分科会副会長は、専門分科会長を補佐し、専門分科会長に事故があるときは、その職務を行う。

(審査部会)

第7条 障害者福祉専門分科会の審査部会は、次の各号に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 身体障害者の障害程度の審査に関する事項
 - (2) 身体障害者手帳の交付申請に係る医師の指定又は指定の取消しに関する事項
 - (3) 更生医療担当医療機関の指定又は指定の取消しに関する事項
- 2 審査部会に部会長及び副部会長各1人を置き、審査部会に属する委員及び臨時委員の互選によりこれを定める。
 - 3 部会長は、審査部会の会務を掌理する。
 - 4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を行う。

(専門分科会及び審査部会の会議)

第8条 専門分科会又は審査部会の招集、定足数及び議決については、第5条の規定を準用する。

この場合において、同条中「審議会」とあるのは「専門分科会又は審査部会」と、「委員長」とあるのは「専門分科会長又は部会長」と、「委員」とあるのは「専門分科会又は審査部に属する委員」と読み替えるものとする。

- 2 専門分科会又は審査部会の決議は、これをもって審議会の決議とする。ただし、専門分科会（民生委員審査専門分科会を除く。）の重要又は異例な事項に関する決議にあつては、この限りでない。

（委任）

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に長野市地方社会福祉審議会の委員である者は、この条例の規定に基づく長野市地方社会福祉審議会の委員に任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、第3条の規定にかかわらず、この条例の施行の日における従前の長野市地方社会福祉審議会の委員としての残任期間と同一の期間とする。

（長野市地方社会福祉審議会の調査審議事項の特例を定める条例の廃止）

- 3 長野市地方社会福祉審議会の調査審議事項の特例を定める条例（平成10年長野市条例第59号）は、廃止する。

附 則（平成12年9月29日条例第49号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成14年3月29日条例第12号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年3月30日条例第10号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

（長野市特別職の職員等の給与に関する条例の一部改正）

- 2 長野市特別職の職員等の給与に関する条例（昭和41年長野市条例第24号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則 (平成20年 3 月28日条例第12号)

この条例は、平成20年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成23年12月20日条例第30号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成25年 9 月30日条例第31号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成27年 3 月27日条例第10号)

この条例は、公布の日から施行する。

長野市社会福祉審議会運営要領

(趣旨)

第1 この要領は、長野市社会福祉審議会条例（平成12年長野市条例第3号）第9条の規定に基づき、長野市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(専門分科会及び審査部会の会議の特例)

第2 専門分科会長及び審査部会長は、緊急やむを得ない理由がある場合には、委員に対し書面により意見を求めることによって、会議の開催に代えることができる。

(報告)

第3 専門分科会長は、所掌事項について調査審議が終了したときは、その結果を委員長に報告するものとする。

(庶務)

第4 審議会の庶務は、保健福祉部福祉政策課が行う。ただし、次の号に掲げる専門分科会等については、当該各号に掲げる課が行う。

- (1) 民生委員審査専門分科会 保健福祉部福祉政策課
- (2) 障害者福祉専門分科会及び審査部会 保健福祉部障害福祉課
- (3) 児童福祉専門分科会 こども未来部こども政策課
- (4) 老人福祉専門分科会 保健福祉部高齢者福祉課
- (5) 地域福祉専門分科会 保健福祉部福祉政策課

(補則)

第5 この要領に定めるもののほか、審議会運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要領は、平成12年4月1日から施行する。

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

平成 29 年度 長野市社会福祉審議会
長野市職員名簿

職 名	氏 名	備 考
保健福祉部長	竹 内 裕 治	
こども未来部長	上 杉 和 也	
保健所長	小 林 文 宗	
保健福祉部福祉政策課長	黒 岩 章 彦	
保健福祉部生活支援課長	上 田 哲 夫	
保健福祉部高齢者福祉課長	海 沼 充	
保健福祉部介護保険課長	下 條 正 雄	
保健福祉部障害福祉課長	矢 島 孝 一	
こども未来部こども政策課長	櫻 井 伸 一	
こども未来部マリッジサポート課長	丸 山 輝 美	
こども未来部子育て支援課長	島 田 み ち 代	
こども未来部保育・幼稚園課長	中 澤 和 彦	
保健福祉部保健所次長兼総務課長	小 池 伸 幸	
保健福祉部保健所健康課長	竹 村 直 高	